

育児休業等の対象となる子の範囲の見直しに伴う変更について

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業の対象となる子の範囲について、法律上の親子関係がある子（実子及び養子）に加え、特別養子縁組の監護期間にある子及び養子縁組里親に委託されている子等も対象に含まれることになりました。

この改正に伴い、地方公務員等共済組合法に規定する「育児休業等」の対象範囲についても同様の取扱いとなり、新たに対象に含まれることになった子に係る育児休業等について右記のことが適用されます。

- 1 標準報酬の月額の子の育児休業等終了時改定
- 2 育児休業手当金
- 3 厚生年金等の算定に係る給付算定基礎額の養育特例
- 4 育児休業期間中の掛金等の特例